

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人財田川沿岸土地改良区から清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
清算人	白川 晴司	観音寺市観音寺町甲3129番地11	平成21年6月5日